

平成27年7月31日

平成27年度国立研究開発法人物質・材料研究機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は653件、契約金額は77.4億円である。また、競争性のある契約は597件（91.4%）、72.3億円（93.4%）、競争性のない契約は56件（8.6%）、5.1億円（6.6%）となっている。平成25年度と比較すると、全体契約件数が減ったことにより、各項目における割合において微増減が見られる。（平成25年度は補正予算により全体契約件数が増えたものである。）

なお、競争性のない随意契約については、光熱水料やソフトウェアの使用許諾等の当該調達の相手方が特定される契約のみであり、真にやむを得ないものである。

表1 平成25、26年度機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(92.3%) 841	(96.7%) 165.0	(90.0%) 588	(92.4%) 71.6	(△2.3) △ 253	(△4.3) △ 93.5
企画競争・公募	(0.4%) 4	(0.8%) 1.3	(1.4%) 9	(1.0%) 0.8	(+0.9) 5	(+0.2) △ 0.5
競争性のある契約(小計)	(92.8%) 845	(97.5%) 166.3	(91.4%) 597	(93.4%) 72.3	(△1.3) △ 248	(△4.0) △ 94.0
競争性のない随意契約	(7.2%) 66	(2.5%) 4.3	(8.6%) 56	(6.6%) 5.1	(+1.3) △ 10	(+4.0) 0.8
合計	(100%) 911	(100%) 170.6	(100%) 653	(100%) 77.4	△ 258	△ 93.2

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸び率(ポイント)である。

(注3) 少額随意契約を除く。

(2) 競争性のある契約のうち、平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は407件（68.2%）、契約金額は19.0億円（26.2%）である。

平成25年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに減少（件数7.6pt減、金額19.4pt減）しているが、最近数年間は70%程度と高止ま

りしている。

表2 平成25, 26年度機構における一者応募・応札の状況 (単位:件、億円)

		平成25年度		平成26年度		比較増△減
2者以上	件数	205	24.3%	190	31.8%	△ 15 (+7.6)
	金額	90.4	54.4%	53.4	73.8%	△ 37 (+19.4)
1者	件数	640	75.7%	407	68.2%	△ 233 (△7.6)
	金額	75.9	45.6%	19.0	26.2%	△ 57 (△19.4)
合計	件数	845	100.0%	597	100.0%	△ 248
	金額	166.3	100.0%	72.3	100.0%	△ 94

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の () 書きは、平成26年度の対25年度伸び率(ポイント)である。

(注3) 不落随意契約を含む

また、一者応札・応募のうち、契約種別による内訳は表3のとおりである。

表3 平成25, 26年度一者応札・応募のうち契約種別内訳 (単位:件、億円)

		平成25年度		平成26年度		比較増△減
物品	件数	438	68.4%	232	57.0%	△ 206 (△11.4)
	金額	63.0	83.0%	11.9	62.6%	△ 51 (△20.4)
役務	件数	195	30.5%	171	42.0%	△ 24 (+11.5)
	金額	8.2	10.8%	6.7	35.3%	△ 2 (+24.5)
工事	件数	7	1.1%	4	1.0%	△ 3 (△0.1)
	金額	4.7	6.1%	0.4	2.1%	△ 4 (△4.1)
合計	件数	640	100.0%	407	100.0%	△ 233
	金額	75.9	100.0%	19.0	100.0%	△ 57

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め、特に研究機器類の調達や設備の点検・整備をはじめとする物品・役務関係の調達に着目し、以下の取組を行うことにより調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 随意契約の適正化に関する取組

「競争性のない随意契約」については、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約方式に移行した結果、「競争性のない随意契約」の件数(全契約件数に占める割合)は、平成20年度の116件(13.2%)から、平成26年度は56件(8.6%)となっている。

平成27年度においても、引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、当機構契約事務細則にある随意契約ができる場合の事由との整合性やその理由等の審査を機構内に置かれた契約審査委員会で行うとともに、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において事後点検を行うこととする。これら取組みにより競争性のない随意契約件数の割合について全体で1割以下を維持することとする。

(2) 一者応札・応募の低減に向けた取組

一者応札・応募で契約している案件のうち、特に物品関係については材料研究に係る汎用性のない特殊物品の調達に起因し、件数、金額ともに高い比率にあるため、物品関係を中心に引き続き、以下の取組を行うことにより、複数の事業者の参入による競争性の確保に努めることとする。また、契約過程や契約内容の妥当性について、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において事後点検を行うこととする。これら取り組みにより一者応札となる契約件数の割合について全体で7割以下を維持し、更なる低減を目指すこととする。

①公告期間の確保

最低価格落札方式、総合評価落札方式、企画競争方式による調達については、公告から受領期限まで、20日以上十分な周知期間を確保する。

②競争参加資格制限の緩和

従来、予定金額で資格等級を設定していたが、原則として全資格等級が参加できるように緩和する。

③調達予定情報の提供

機構のHPへ年間の調達予定情報を掲載し、新規参入者が準備に要する時間を確保できるようにする

④仕様書の審査

受注者を限定しているような仕様書となっていないかの事前審査を機構内に設置した「契約審査委員会」(契約見込額3,000万円以上/件の案件)、「仕様審査アドバイザー」(契約見込額800万円以上/件の案件)において引き続き行うとともに、チェックリストも活用する。

⑤競争参加者の積極的な発掘

文部科学省及び所管関係法人HPで調達情報について相互にリンクを張るとともに、地元商工会等へ調達情報を掲載することにより、競争参加者の積極的な発掘を図る。

⑥メールマガジンの発行

「NIMS調達情報メールマガジン」を活用した周知活動を行う。

⑦電子入札システムの活用等

HPより入札公告、仕様書等の受領から応札まで可能な「電子入札システム」の活用や入札書類の受領方法について、従来の持参方式に加え、郵送等による書類受領についても可能とするなど、応札参加者の利便性を図る。

⑧情報収集

応札を辞退した事業者に対し、その理由を確認するためのアンケート調査を行うとともに、辞退理由を要求担当者にフィードバックするなどして、更なる改善を図る。

(3) 物品・役務調達方法の合理化

物品・役務関係については、汎用的な物品である備品・消耗品等を中心に他機関*との共同調達(トイレットペーパー、PPC用紙、蛍光管 計約6百万円)及び一括調達(パソコン、実験・建物設備等維持管理用薬品、電子複写機の保守・消耗品供給 計約16百万円)を行うなどして、調達費用の削減及び事務処理の効率化に努めることとし、約1割の調達費用の削減を目標とする。

*筑波大学、茨城大学、筑波技術大学、高エネルギー加速器研究機構、防災科学技術研究所、教員研修センターの6機関

(4) インターネット調達を導入

平成20年からインターネット調達システムを導入し、50万円未満の文具事務用品等の物品の効率的な調達を図っているが、平成27年度は新たなインターネット調達の導入の可能性についても検討し、引き続き迅速な納品及び経費の節減に取り組む。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額以外の随意契約を締結しようとする案件については、機構内に設置された契約審査委員会において、事前に機構契約事務細則における「随意契約によることができる事由」との適合を厳しく吟味し、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

① 先行発注の防止

正規の契約手続き（入札／見積もり合わせ／随意契約等の調達手続き）を経ない先行発注を防ぐため、契約履行前に要求担当者以外の者が現場を確認するとともに、「作業前確認調書」の提出を求めるなどして、先行発注の防止を図る。

② 不正経理の防止

「公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成26年2月改正）」を踏まえ、全ての購入物品、役務、工事において、要求担当者の検査のほか、当事者以外の事務部門が検収を実施することによるチェックが有効に機能するシステムを運用することにより、架空発注の防止を図ることとする。

また、前記ガイドラインに関する不正使用防止研修を外部資金等の運営・管理に関わる全ての職員に対して行う。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣の評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約審査委員会において調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	総務担当理事(委員長)
副総括責任者	総務部門長
メンバー	企画部門長
	総務部門総務部参事役
	総務部門総務部経理課長
	総務部門総務部契約課長
	ほか 研究者を含む委員長の指名する者

また、契約審査委員会の下に実務作業を行う契約担当職員で構成される推進チームを置き、計画の推進に係る実務を担うこととする。

(2) 契約監視委員会

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定の際の点検及び実施に対する自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める規程（競争性のない随意契約及び一般競争入札等における競争性の確保（一者応札））に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。